

## 子育て世帯を支援します

圏子育て支援課 (☎017-734-5334)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)

### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯への支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

#### ◆ひとり親世帯分

##### ●対象・支給額

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者のかた
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた

児童一人当たり一律 **5万円**

##### ●支給手続き・支給時期

対象①に該当するかた…個別にお知らせを送付済  
▶5月11日に児童扶養手当を受給している口座へ振込済

対象②③に該当するかた…**申請が必要**

- ▶駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の申請窓口で受付中
- ▶申請内容を確認し、随時支給

※提出書類等、詳細はお問合せください



#### ◆ひとり親世帯以外の子育て世帯分

##### ●対象・支給額

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税（均等割）が非課税のかた
  - ②令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）の養育者であって、以下のいずれかに該当するかた  
※令和3年4月以降令和4年2月末までに出生した新生児も対象となります
- 令和3年度住民税（均等割）が非課税のかた
  - 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当となったかた

児童一人当たり一律 **5万円**

##### ●支給手続き・支給時期

対象①に該当するかた…申請不要  
▶7月7日(水)にお知らせを送付予定  
▶7月29日(木)に支給予定  
※公務員のかたは、対象①に該当する場合も申請が必要です

対象②に該当するかた…**申請が必要**

- ▶7月15日(木)から駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の申請窓口で受付
- ▶申請内容を確認し、8月下旬以降に支給予定

※ひとり親世帯分の対象となった児童は、支給の対象外です  
※提出書類等、詳細はお問合せください

## 生活困窮者を支援します

受付期間 **7/1(木)～8/31(火)**

### 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

圏生活福祉一课 (受付専用、☎017-718-0248)

生活困窮者世帯への支援のため、生活困窮者自立支援金を支給します。詳細はお問合せください。

##### ●対象・支給額（月額）

- 総合支援資金の再貸付（県社会福祉協議会実施）を終了した世帯（8月末までに再貸付を終了する世帯を含む）
- 再貸付が不承認となった世帯
- 再貸付の相談をしたが申込みに至らなかった世帯

上記のいずれかに該当し、以下の全ての要件を満たしている世帯 ※生活保護受給世帯を除く

【収入】①市民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額（持ち家世帯も対象）

【資産】預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）

【求職等】ハローワークでの相談や応募・面接等、または生活保護の申請

単身世帯：**6万円** 2人世帯：**8万円** 3人以上世帯：**10万円**

##### ●支給期間

7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）



## 保育所等の感染拡大防止のための備品購入等を支援します

園子育て支援課（☎017-734-5421）

保育所等が事業を継続的に提供できるよう、職員が感染症対策を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、マスクや消毒液等の購入費用等を補助します。詳細は、対象事業所へお知らせします。

### ●対象施設等

保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

### ●支援内容

- ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続して実施していくために必要な経費（職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金等のかかり増し経費等）
- ②保育所等のマスクや消毒液等の衛生用品、感染防止用の備品等の購入費用

### ●助成額

1施設当たり 30万円以内～50万円以内



## 障害福祉サービス事業所等の感染拡大防止のための消毒費用等を支援します

障害がい者支援課（☎017-734-5327）

事業所等が、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合において、感染拡大防止対策の徹底を通じ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援します。また、感染者等が発生した場合に備え、障がい特性に配慮した応援体制等の構築を支援します。詳細は、対象事業所等へお知らせします。

### ●対象・支援内容

- ①サービス継続支援  
利用者や職員に新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者が発生した事業所等の建物の消毒等、サービスの継続に必要な経費を支援
- ②サービス協力支援  
上記①に該当する事業所等からの利用者の受入れや、応援職員の派遣等、協力する事業所等が必要な経費を支援

### ●助成額

障害福祉サービス等の種別に応じて 1事業所当たり 1万9千円以内～197万8千円以内

## ワクチン接種後も感染予防対策を継続しましょう！

ワクチン接種を受けたかたは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、すぐに、多くのかたがワクチン接種を受けられるわけではなく、接種を受けたかたと受けていないかたがともに社会生活を営んでいくこととなります。ワクチン接種後も、引き続き一人ひとりが「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避やマスクの着用、手洗いやアルコールによる手指消毒等、感染防止対策を行いましょう。

### 基本の感染防止対策

- ・マスクの正しい着用
- ・咳エチケット
- ・石けんでの手洗い など



### 気をつけたい「5つの場面」

- ・飲食を伴う懇親会等
- ・大人数や長時間におよぶ飲食
- ・マスクなしでの会話
- ・狭い空間での共同生活
- ・居場所の切り替わり

